

スクエア free セミナー 第143回 ～電子契約の法的ポイント～

「電子契約の気になる疑問にお答えします」

東京ブライト法律事務所

弁護士 伊藤 献

Ito-ken@tokyo-bright.biz



自己紹介

- ・ 弁護士登録16年目
2006年10月 東京弁護士会登録
- ・ 東京ブライト法律事務所（東京都中央区八丁堀）
所属弁護士数9名
- ・ 主な業務
契約書チェック～交渉（エンジニア派遣、人材関係顧問など）
民事裁判、刑事裁判、家事裁判（離婚、相続）、強制執行など
- ・ 弁護士領域拡大センター AI部会所属
- ・ 3人の子どもの父親

電子契約って、法的に有効ですか？

A) そもそも、契約は口約束でも有効に成立する。

民法

第522条 契約は、契約の内容を示してその締結を申し入れる意思表示（以下「申込み」という。）に対して相手方が承諾をしたときに成立する。

2 契約の成立には、法令に**特別の定め**がある場合を除き、書面の作成その他の方式を具備することを要しない。



例えば、保証契約

民法

第446条 保証人は、主たる債務者がその債務を履行しないときに、その履行をする責任を負う。

2 **保証契約は、書面でなければ、その効力を生じない。**

3 保証契約がその内容を記録した**電磁的記録によってされたときは**、その保証契約は、書面によってされたものとみなして、前項の規定を適用する。

電子契約って、法的に有効ですか？

A) そもそも、契約は口約束でも有効に成立する。

→ 紙でも電子でも、契約は有効。

→ 契約書は、後でトラブルになったときのために必要な証拠。

民事訴訟法

第228条 文書は、その**成立が真正**であることを証明しなければならない。

4 私文書は、本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、**真正に成立したものと推定する。**

「成立の真正」 = 本人が作成した文書であること ↔ 誰かの偽造



電子署名法（電子署名及び認証業務に関する法律）

第三条 電磁的記録であって情報を表すために作成されたもの（公務員が職務上作成したものを除く。）は、当該電磁的記録に記録された情報について**本人による電子署名**（これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る。）が行われているときは、**真正に成立したものと推定する。**

電子契約のメリット・デメリットは？

メリット

- ① 印紙代がかからない
- ② 作成の手間と時間が省ける
(印刷、押印、製本、郵送)
- ③ 保管と検索がしやすい

デメリット

- ① サービス利用料がかかる
- ② やり方がわからない
やったことがない

電子契約に印紙代がかからないのは本当？

A) 本当。

ただし、印紙税法には、電子契約や電磁的記録についての記載はない。

根拠① 国税庁のホームページ

「請負契約に係る注文請書を電磁的記録に変換して
電子メールで送信した場合の印紙税の課税関係について」

根拠② 第162回国会（平成17年）

参議院質疑での内閣総理大臣（小泉純一郎）の答弁書

電子契約に印紙代がかからないのは本当？

根拠① 国税庁のホームページ

請負契約に係る注文請書を電磁的記録に変換して電子メールで送信した場合の印紙税の課税関係について

取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会

照会

| | | |
|-------------|--|---|
| 照会者 | ① (フリガナ) 氏名・名称 | (カブシキガイシャ シスコム) 株式会社シスコム |
| | ② (フリガナ) 総代又は法人の代表者 | (ダイヒョウトリシマリアク イワナガ ミツヒロ) 代表取締役 岩永 満宏 |
| 照会の内容 | ③ 照会の趣旨(法令解釈・適用上の疑義の要約及び事前照会者の求める見解の内容) | 別紙1-1のとおり |
| | ④ 照会に係る取引等の事実関係(取引等関係者の名称、取引等における権利・義務関係等) | 別紙1-2のとおり |
| | ⑤ ④の事実関係に対して事前照会者の求める見解となること理由 | 別紙1-3のとおり |
| ⑥ 関係する法令条項等 | 印紙税法第2条 | |
| ⑦ 添付書類 | 注文請書 | |

回答

| | | | |
|---------|-------------|-------|----------|
| ⑧ 回答年月日 | 平成20年10月24日 | ⑨ 回答者 | 福岡国税局審理官 |
|---------|-------------|-------|----------|

| | |
|------|---|
| ⑩ 備考 | 標題のことについては、ご照会に係る事実関係を前提とする限り、貴見のとおりで差し支えありません。ただし、次のことを申し添えます。 |
|------|---|

電子契約に印紙代がかからないのは本当？

根拠① 国税庁のホームページ

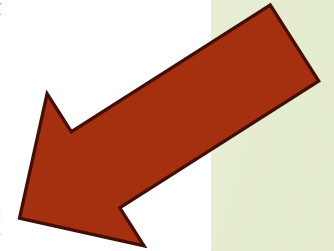
事前照会者の求める見解となること理由

印紙税法上の「契約書」とは、印紙税法別表第一の「課税物件表の適用に関する通則」の5において、「契約の成立若しくは更改又は契約の内容の変更若しくは補充の事実を証すべき文書をいい、念書、請書その他契約の当事者の一方のみが作成する文書又は契約の当事者の全部若しくは一部の署名を欠く文書で、当事者間の了解又は商慣習に基づき契約の成立等を証することとされているものを含むものとする。」と規定されている。

また、印紙税法に規定する課税文書の「作成」とは、印紙税法基本通達第44条により「単なる課税文書の調製行為をいうのでなく、課税文書となるべき用紙等に課税事項を記載し、これを当該文書の目的に従って行使することをいう」ものとされ、課税文書の「作成の時」とは、相手方に交付する目的で作成される課税文書については、当該交付の時であるとされている。

上記規定に鑑みれば、本注文請書は、申込みに対する応諾文書であり、契約の成立を証するために作成されるものである。しかしながら、注文請書の調製行為を行ったとしても、注文請書の現物の交付がなされない以上、たとえ注文請書を電磁的記録に変換した媒体を電子メールで送信したとしても、ファクシミリ通信により送信したものと同様に、課税文書を作成したことにはならないから、印紙税の課税原因は発生しないものとする。

ただし、電子メールで送信した後に本注文請書の現物を別途持参するなどの方法により相手方に交付した場合には、課税文書の作成に該当し、現物の注文請書に印紙税が課されるものとする。



電子契約に印紙代がかからないのは本当？

根拠② 第162回国会（平成17年）

参議院質疑での内閣総理大臣（小泉純一郎）の答弁書

The screenshot shows the official website of the House of Councillors, The National Diet of Japan. The page is titled "質問主意書" (Questionnaire) and is dated "平成十七年三月十五日" (March 15, 2005). The response is from the Prime Minister, Junichiro Koizumi. A large red arrow points from the text "五について" (Regarding 5) to the main body of the response.

参議院 House of Councillors, The National Diet of Japan

検索方法 検索

文字サイズの変更 標準 拡大 最大

サイトマップ よくある質問 リンク集 English

トップ > 質問主意書

質問主意書

第162回国会（常会）

答弁書

答弁書第九号

内閣参質一六二第九号
平成十七年三月十五日

内閣総理大臣 小泉 純一郎

参議院議長 扇 千景 殿

参議院議員櫻井充君提出印紙税に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

五について

事務処理の機械化や電子商取引の進展等により、これまで専ら文書により作成されてきたものが電磁的記録により作成されるいわゆるペーパーレス化が進展しつつあるが、文書課税である印紙税においては、電磁的記録により作成されたものについて課税されないこととなるのは御指摘のとおりである。

しかし、印紙税は、経済取引に伴い作成される文書の背後には経済的利益があると推定されること及び文書を作成することによって取引事実が明確化し法律関係が安定化することに着目して広範な文書に軽度の負担を求める文書課税であるところ、電磁的記録については、一般にその改ざん及びその改ざんの痕跡の消去が文書に比べ容易なことが多いという特性を有しており、現時点においては、電磁的記録が一律に文書と同等程度に法律関係の安定化に寄与し得る状況にあるとは考えていない。

電子商取引の進展等によるペーパーレス化と印紙税の問題については、印紙税の基本にかかわる問題であることから、今後ともペーパーレス化の普及状況やその技術の進展状況等を注視するとともに、課税の適正化及び公平化を図る観点等から何らかの対応が必要かどうか、文書課税たる印紙税の性格を踏まえつつ、必要に応じて検討してまいりたい。

電子契約と印紙代とどちらがお得か？

印紙代

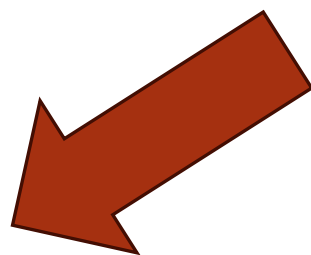
[請負に関する契約書]

工事請負契約書、工事注文請書、物品加工注文請書、広告契約書、映画俳優専属契約書、請負金額変更契約書など

(注) 請負には、職業野球の選手、映画（演劇）の俳優（監督・演出家・プロデューサー）、プロボクサー、プロレスラー、音楽家、舞踊家、テレビジョン放送の演技者（演出家、プロデューサー）が、その者としての役務の提供を約することを内容とする契約を含みません。

記載された契約金額が

| | |
|-----------------|------|
| 1万円未満（※） | 非課税 |
| 100万円以下 | 200円 |
| 100万円を超え200万円以下 | 400円 |
| 200万円を超え300万円以下 | 1千円 |
| 300万円を超え500万円以下 | 2千円 |
| 500万円を超え1千万円以下 | 1万円 |
| 1千万円を超え5千万円以下 | 2万円 |
| 5千万円を超え1億円以下 | 6万円 |
| 1億円を超え5億円以下 | 10万円 |
| 5億円を超え10億円以下 | 20万円 |
| 10億円を超え50億円以下 | 40万円 |
| 50億円を超えるもの | 60万円 |
| 契約金額の記載のないもの | 200円 |



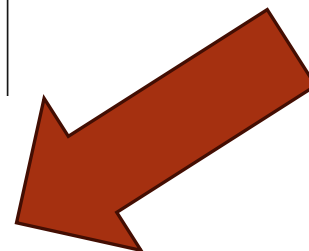
2

[継続的取引の基本となる契約書]

(注) 契約期間が3か月以内で、かつ、更新の定めのないものは除きます。

(例) 売買取引基本契約書、特約店契約書、代理店契約書、業務委託契約書、銀行取引約定書など

4千円



電子契約と印紙代とどちらがお得か？

電子契約サービス

法人向けSaaSの比較サイト

SaaSLOG Powered by 起業LOG

カテゴリー一覧

SaaSニュース

お役立ち資料一覧



| | | テンプレート機能 | AI契約書レビュー連携 | ワークフロータスク機能 | 立会人型 | 当事者型 | 紙の契約書電子化 | システム連携 | 月額費用(有料プラン) | 送信料/件 | 無料プラン/トライアル |
|-------------------|---------------------------|----------|-------------|-----------------|------|------|--------------------|-------------------------|-----------------|-------|-------------|
| 電子印鑑 | 電子印鑑なら GMOサイン | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 8,800円～ | 110円～ | ○ |
| GMOサイン | CLOUDSIGN | ○ | ○ | ○ | ○ | × | クラウドサイン SCANと連携 | ○ | 10,000円～ | 100円 | ○ |
| ContractS CLM | ContractS | ○ | ○ | ○ | ○ | × | ○ | ○ | 要見積 | 0円～ | × |
| free サイン | freeサイン | ○ | × | ○ | ○ | × | ○ | ○ | 4,980円～ | 0円 | ○ |
| Docu Sign | DocuSign | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | ○ | 25ドル~/人 | 0円 | ○ |
| Contract One | Contract One | × | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 要見積 | 要見積 | × |
| DX-Sign | DXSign | ○ | × | × | ○ | × | × | ○ | 8,800円～ (税込) | 220円 | ○ |
| BtoBプラット フォーム | B to B プラットフォーム 契約書 | ○ | ○ | ワークフロー 機能と連携 | ○ | ○ | ○ | ○ | 10,000円～ | 50円 | ○ |
| マネーフォー ドクラウド契約 | Money Forward クラウド契約 | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | MoneyForward dシリーズ中心 | 2,980円～ (法人) | 0円 | ○ |
| ジンジャー サイン | jinjer サイン | ○ | × | ○ | ○ | ○ | ○ | × | 要見積 | 要見積 | ○ |
| FAST SIGN | FAST SIGN | ○ | × | × | ○ | × | × | web面接 ツール連携 | 10,000円～ | 0円 | ○ |
| みんなの 電子署名 | M/ | ○ | × | ○ | ○ | × | × | × | 0円 | 0円 | 完全無料 |

電子契約締結までの流れは？

紙の契約



電子契約



電子契約締結までの流れは？

◆電子契約は、紙でのプリントアウトの代わりに、PDFをアップロードする。

→ 交渉はワードファイルで行って、最後にPDFに。

第7条 (検査及び検収) ←

1. 個別契約が成果物の納品を定めた請負型契約の場合、甲は、成果物の受領後、個別契約所定の検査期間内に検査を行い、乙に対し書面をもって検査結果を通知する。この場合、甲は、必要に応じて乙の立ち会いを求めることができる。←
2. 個別契約が準委任型契約の場合、乙は、個別契約所定の時期に当該業務遂行状況についての報告書を作成して甲に提出し、甲は報告書受領後個別契約所定の検査期間内に当該業務について検査を行い、乙に対し書面をもって検査結果を通知する。←
3. 前各項の検査に合格したときをもって検収とする。検査期間内に甲から乙に対して、具体的な不備を示した不合格通知がなされない場合には、当該検査期間満了日をもって検査に合格したものとみなす。←

ワードファイルの修正履歴

電子契約締結までの流れは？

◆相手方には、

- ① 電子契約サービスからのメールが届く。
 - ② URLをクリックして、オンラインで署名手続。
- ※ 同じサービスに登録する必要はない。

責任者と代表者（社長）のメールアドレスを登録する

◆電子契約の末尾の記載

本契約の成立を証するため電子契約ファイルを作成し、甲乙それぞれ電子署名を行う。この場合、電子データである電子契約ファイルを原本とし、同ファイルを印刷した文書は写しとする。

電子契約って、電子帳簿法に必要ですか？

電子帳簿を保存する際のポイント ①真実性の要件 + ②可視性の要件

① 真実性の要件

電子帳簿保存法施行規則第4条第1項より

- ・ データ受領後2か月以内に認定タイムスタンプを押す。
- ・ 改ざん防止の**事務処理規定**を作成し、守る。
- ・ データ改ざん・削除のできないシステムを使う。
- ・ 認定**タイムスタンプ付きの書類**を発行してもらう。

上の4つのいずれかを備える。

国税庁のサイトに
見本があります

電子契約って、電子帳簿法に必要ですか？

電子帳簿保存法 4 条 1 項

② 可視性の要件

- ・ 保存場所に、操作マニュアルを備付け、記録事項を画面・書面に整然とした形式及び、明瞭な状態で速やかに出力できること（電子帳簿保存法施行規則第 2 条第 2 項）
- ・ 検索機能をもたせること（電子帳簿保存法施行規則第 2 条第 6 項）

電子契約って、電子帳簿法に必要ですか？

電子帳簿を保存する際のポイント ①真実性の要件+②可視性の要件

検索機能の例

- ① ファイル名を工夫する。
- ② 一覧表を作る

国税庁による「電子帳簿保存法一問一答」電子関係取引編 問15

【回答】

例えば、以下のような方法で保存すれば要件を満たしていることとなります。

- 1 請求書データ（PDF）のファイル名に、規則性をもって内容を表示する。

例) 2022年（令和4年）10月31日に株式会社国税商事から受領した110,000円の請求書
⇒「20221031_株国税商事_110000」

× 「ご請求書_スクエアセミナー様_20230622」

◎ 「スクエアセミナー様宛ご請求書_東京ブライト法律事務所_20230622_11000」

電子契約って、電子帳簿法に必要ですか？

国税庁による「電子帳簿保存法一問一答」電子関係取引編 問15

【解説】

令和3年度の税制改正により電子取引の取引情報に係る電磁的記録については、電磁的記録を出力した書面等を保存する措置は廃止され、その電磁的記録（データ）を保存しなければならないこととされました。

請求書データ等の保存に当たっては、一定の要件に従った保存が必要ですが、上記の方法により保存することで要件を満たすこととなると考えられます。

なお、上記1の代わりに、索引簿を作成し、索引簿を使用して請求書等のデータを検索する方法によることも可能です。

（索引簿の作成例）

受領した請求書等データのファイル名に連番を付して、内容については索引簿で管理する。

| 連番 | 日付 | 金額 | 取引先 | 備考 |
|----|----------|--------|----------|-----|
| ① | 20210131 | 110000 | 株霞商店 | 請求書 |
| ② | 20210210 | 330000 | 国税工務店(株) | 注文書 |
| ③ | 20210228 | 330000 | 国税工務店(株) | 領収書 |
| ④ | | | | |
| ⑤ | | | | |
| ⑥ | | | | |
| ⑦ | | | | |
| ⑧ | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

電子契約できない契約書ってありますか？

- ・そもそも、契約は口約束でも有効に成立する。

民法

第522条 契約は、契約の内容を示してその締結を申し入れる意思表示（以下「申込み」という。）に対して相手方が承諾をしたときに成立する。

2 契約の成立には、法令に特別の定めがある場合を除き、**書面の作成その他の方式を具備することを要しない。**

- ・契約自由の原則

民法

第521条 何人も、法令に特別の定めがある場合を除き、契約をするかどうかを自由に決定することができる。

2 契約の当事者は、法令の制限内において、**契約の内容を自由に決定**することができる。

→ 「覚書」も電子契約で作成できる。

電子契約できない契約書ってありますか？

① 保証契約

民法

第446条 保証人は、主たる債務者がその債務を履行しないときに、その履行をする責任を負う。

2 保証契約は、書面でしなければ、その効力を生じない。

3 保証契約がその内容を記録した電磁的記録によってされたときは、その保証契約は、書面によってされたものとみなして、前項の規定を適用する。

② 誓約書や、通知書（どちらか一方だけがサインするもの）

問題点) 相手の受領サインがもらいにくい。

解決策) ① 電子署名をした通知書をメール送信して、相手方から受領の返信をもらう。

② 電子署名の担当者として、相手方を加えて、サインしてもらう。

電子契約できない契約書ってありますか？

③ 就業規則、36協定

電子申請が可能（確定申告の電子申請と似たようなもの）

④ 雇用契約書

労働契約法

第4条 使用者は、労働者に提示する労働条件及び労働契約の内容について、労働者の理解を深めるようにするものとする。

2 労働者及び使用者は、労働契約の内容（期間の定めのある労働契約に関する事項を含む）について、**できる限り書面**により確認するものとする。

労働条件通知書（労働者が希望した場合に限り）

労働基準法施行規則

第15条4 法第十五条第一項後段の厚生労働省令で定める方法は、労働者に対する前項に規定する事項が明らかとなる**書面の交付**とする。ただし、当該労働者が同項に規定する事項が明らかとなる次のいずれかの方法によることを**希望した場合には**、当該方法とすることができる。

一 ファクシミリを利用してする送信の方法

二 **電子メール**その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（略）の送信の方法（当該労働者が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

電子契約できない契約書ってありますか？

⑤クーリングオフ対象取引の書面交付（消費者の承諾を得て）

特定商取引法第4条

2 販売業者又は役務提供事業者は、前項の規定による**書面の交付に代えて**、政令で定めるところにより、当該**申込みをした者の承諾を得て**、当該書面に記載すべき事項を**電磁的方法**（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）により提供することができる。この場合において、当該販売業者又は当該役務提供事業者は、当該書面を交付したものとみなす

⑥クーリングオフ通知

特定商取引法第9条

2 購入者若しくは役務の提供を受ける者（以下この条から第九条の三までにおいて「申込者等」という。）は、**書面又は電磁的記録**（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）によりその売買契約若しくは役務提供契約の**申込みの撤回**又はその売買契約若しくは役務提供**契約の解除**（以下この条において「申込みの撤回等」という。）を行うことができる

電子契約できない契約書ってありますか？

⑦不動産売買、不動産賃貸の重要事項説明書など（相手の承諾を得て）

宅地建物取引業法 第35条

8 宅地建物取引業者は、第一項から第三項までの規定による**書面の交付に代えて**、政令で定めるところにより、第一項に規定する宅地建物取引業者の相手方等、第二項に規定する宅地若しくは建物の割賦販売の相手方又は第三項に規定する**売買の相手方の承諾を得て**、宅地建物取引士に、当該書面に記載すべき事項を**電磁的方法**であつて第五項の規定による措置に代わる措置を講ずるものとして国土交通省令で定めるものにより提供させることができる。この場合において、当該宅地建物取引業者は、当該宅地建物取引士に当該書面を交付させたものとみなし、同項の規定は、適用しない。

⑧定期賃貸借の説明文書（相手の承諾を得て）

借地借家法第38条

3 第一項の規定による建物の賃貸借をしようとするときは、建物の賃貸人は、あらかじめ、建物の賃借人に対し、同項の規定による建物の賃貸借は契約の更新がなく、期間の満了により当該建物の賃貸借は終了することについて、その旨を記載した**書面を交付して説明**しなければならない。

4 建物の賃貸人は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、建物の**賃借人の承諾を得て**、**当該書面に記載すべき事項を電磁的方法**（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて法務省令で定めるものをいう。）により提供することができる。この場合において、当該建物の賃貸人は、当該書面を交付したものとみなす。

電子契約できない契約書ってありますか？

A) ほとんどない。相手の承諾が必要なものがある。

- ・そもそも、契約は口約束でも有効に成立する。

民法

第522条 契約は、契約の内容を示してその締結を申し入れる意思表示（以下「申込み」という。）に対して相手方が承諾をしたときに成立する。

2 契約の成立には、法令に特別の定めがある場合を除き、**書面の作成その他の方式を具備することを要しない。**

- ・契約自由の原則

民法

第521条 何人も、法令に特別の定めがある場合を除き、契約をするかどうかを自由に決定することができる。

2 契約の当事者は、法令の制限内において、**契約の内容を自由に決定**することができる。

弁護士費用のめやす

顧問料（月額）

| | |
|-----------------------|-------------|
| 個人事業主 または 従業員数3名以下の会社 | 1万5000円（月額） |
| 従業員数10名未満の会社 | 3万円（月額） |
| 従業員数10名以上の会社 | 5万円（月額） |

顧問サービスの内容

| | |
|-----------------|---------------------|
| 無料相談・メール相談・電話相談 | 時間制限なし |
| 定期的なご訪問・ご連絡 | 1～2ヶ月に1度、ご訪問します |
| 書面・契約書チェック | 通数制限なし |
| 一般的な契約書作成 | 毎月3通まで、無料 |
| 複雑な契約書 | 5～10万円 |
| 内容証明の送付・簡単な交渉 | 無料（ただし、実費のみご負担頂きます） |
| 訴訟手続の割引 | 事案によって、2～3割引 |

一般事件の着手金の基準（いずれも税抜きの価格）

| | | | |
|-----------|-------|----------------------|------------|
| 離婚事件 | 30万円 | 破産申立て | 20万円 |
| 刑事事件 | 30万円 | 労働審判 | 30万円 |
| 内容証明送付・交渉 | 3～5万円 | 金銭請求 （代金回収、損害賠償等） | 請求額の 8% |

ご清聴
ありがとうございました。

弁護士 伊藤 献
東京ブライト法律事務所
03-5566-6371
lto-ken@tokyo-bright.biz

